



熊本県公報

号外 第70号
令和5年(2023年)
3月30日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県職員の分限に関する規則…………… (人事委員会) 1
- 熊本県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則…… (") 2
- 熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則…………… (") 2
- 熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 5
- 熊本県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 5
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (") 6
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 6
- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 7
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…… (") 7
- 熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 8
- 熊本県再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 8
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 8
- 熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 9
- 熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 9
- 令和元年改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則…………… (") 9
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 10

登 載 依 頼

熊本県職員の分限に関する規則をここに公布する。
令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第20号

熊本県職員の分限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県職員の分限に関する条例（昭和26年熊本県条例第44号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面の交付)

第2条 任命権者は、条例第5条第2項に基づく書面の交付を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、当該書面の内容を熊本県公報に登載することをもって書面の交付に代えることができるものとし、登載された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

(人事委員会への報告)

第3条 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第1項各号及び第2項各号の規定に基づき、職員を降任し、免職し、又は休職した場合において、法第49条第1項又は第3項に基づく説明書を交付したときは、その日から10日以内に、当該説明書及び当該処分についての条例第5条第2項の規定に基づく書面の写しを添えて人事委員会にその旨を報告しなければならない。

(雑則)

第4条 この規則に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項の規定に基づき、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)附則第1、2項若しくは熊本県立学校の職員等の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)附則第1、4項に規定する措置又は規則その他の規定で定める法附則第26項の給与に関する特例措置の適用により給与月額が異動することとなつた職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書(以下「通知書等」という。)によりその旨を通知するものとする。ただし、通知書の交付に代る通知書等の交付に代えることができる。

熊本県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第21号

熊本県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の退職管理に関する規則(平成28年熊本県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
 第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「第56条の3」を「第56条の5」に改める。
 第5条中「退職手当の支給を受けることとされている者」を「退職手当の支給を受けないこととされている者」に改める。
 第15条中「第38条2第8項の役職員」を「第38条の2第8項の役職員」に改める。
 第23条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をい(昭25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規則による改正後の熊本県職員の退職管理に関する規則(平成28年熊本県人事委員会規則第5号。以下「新規則」という。)第23条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法律第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。
- 3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則第23条の規定の適用については、なお従前の例による。

熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則をここに公布する。
 令和5年3月30日

熊本県人事委員会規則第22号

熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」という。)に基づき、熊本県人事委員会(以下「委員会」という。)の保有する保有個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書等)

第2条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。
 第2条 法第77条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)

第3条 委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合には、法第78条第1項第1号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

(条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等)

第4条 条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。
 (1) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第1項に規定する麻薬取締官及び同条第2項に規定する麻薬取締員
 (2) 漁業法(昭和24年法律第267号)第128条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であつて、同条第5項の規定により指名されたもの
 (開示決定等に係る通知書)

- 第5条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等に係る通知の全部を開示する旨
- (1) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定保有个情開示決定等(別記第3号様式)
- (2) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定保有个情部分開示決定等(別記第4号様式)
- (3) 法第82条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定保有个情不開示決定等(別記第5号様式)
- 第6条 法第82条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記第6号様式)により行うものとする。
(開示決定等期限の特例に係る通知書)
- 第7条 法第82条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記第7号様式)により行うものとする。
(開示請求に係る事案の移送)
- 第8条 委員会等は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報開示請求事案移送書(別記第8号様式)を交付するものとする。
- 2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記第9号様式)により行うものとする。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
- 第9条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第10号様式)により行うものとする。
- 2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第11号様式)により行うものとする。
- 3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、別記第12号様式によるものとする。
- 4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。
(開示の実施方法等)
- 第10条 法第87条第1項の規定による文書又は図画の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれなく、かつ、委員会が現に保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができると組み合わせたものをいう。次項において同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。
- (1) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合には、次号に規定するものの)の閲覧
- (2) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写したもの(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列1番又はA列2番の用紙に複写したもの(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)
- (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- (4) 当該文書又は図画をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスク)の再生装置で再生することが可能なものに限り、次項第1号において同じ。)に複写したものの交付
- 2 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、委員会が現に保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録の開示を実施することができる場合に限る。
- (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 次に掲げる方法
- ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法
- ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
- イ その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として委員会が定める方法
- 3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別記第14号様式)により行わなければならない。
(写しの交付等に要する費用等)
- 第11条 法第7条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付又は実施機関が定める方法に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

区分		金額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの(白黒)	用紙1枚につき10円
	複写機により用紙に複写したもの(カラー)	用紙1枚につき30円

電磁的 記録	用紙へ出力したもの（白黒）	用紙1枚につき10円
	用紙へ出力したもの（カラー）	用紙1枚につき30円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク1枚につき80円
	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク1枚につき100円
	その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として委員会が定める方法	当該開示の方法に要する実費の範囲内で委員会が定める額

備考

- 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 前項の規定により負担すべき費用は、現金で前納するものとする。
（訂正請求書等）
- 第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第15号様式によるものとする。
- 2 法第91条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。
（訂正決定等に係る通知書）
- 第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
- (1) 法第93条第1項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（別記第16号様式）
- (2) 法第93条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書（別記第17号様式）
（訂正決定等の期限の延長に係る通知書）
- 第14条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記第18号様式）により行うものとする。
（訂正決定等の期限の特例に係る通知書）
- 第15条 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記第19号様式）により行うものとする。
（訂正請求に係る事案の移送）
- 第16条 委員会は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報訂正請求事案移送書（別記第20号様式）を交付するものとする。
- 2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記第21号様式）により行うものとする。
（保有個人情報の提供先への訂正実施通知書）
- 第17条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正実施通知書（別記第22号様式）によるものとする。
（利用停止請求書等）
- 第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式によるものとする。
- 2 法第99条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。
（利用停止決定等に係る通知書）
- 第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
- (1) 法第101条第1項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記第24号様式）
- (2) 法第101条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書（別記第25号様式）
（利用停止決定等の期限の延長に係る通知書）
- 第20条 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記第26号様式）により行うものとする。
（利用停止決定等の期限の特例に係る通知書）
- 第21条 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第27号様式）により行うものとする。
（熊本県情報公開・個人情報保護審議会への諮問に係る通知書）
- 第22条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書（別記第28号様式）により行うものとする。
（第三者からの審査請求を棄却する場合における通知書）

第23条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項後段の規定による通知は、法第107条第1項第1号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書（別記第29号様式）、法第107条第1項第2号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書（別記第30号様式）により行うものとする。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年熊本県人事委員会規則第33号）は、廃止する。

熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第23号

熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則（平成24年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第14条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条」に改め、「第23条」を「第90条」に改め、「同条例第19条第1項」を「同法第82条第1項」に改め、「第25条第1項」を「第93条第1項若しくは第2項」に改める。

別表採用、昇任の選考に関する事項中採用選考に関する事項の部を次のように改める。

1 8	採用選考に関する事項	採用選考の実施	採用選考要請に関する文書	30年	廃棄
--------	------------	---------	--------------	-----	----

同表その他の任用に関する事項中各任命権者からの報告に関する事項の部を次のように改める。

2 2	各任命権者からの報告に関する事項	各任命権者からの報告受理等	定年前再任用短時間勤務職員に関する文書	5年	廃棄
			任期付職員に関する文書		
			勤務延長に係る状況の報告に関する文書		
			公益的法人等派遣に関する文書		
			職員の分限処分の報告に関する文書		

同表「不服申立ての審査に関する事項」を「審査請求の審査に関する事項」に改め、不服申立て（再審の請求を含む。）の審査に関する事項の部を次のように改める。

2 5	審査請求（再審の請求を含む。）の審査に関する事項	審査請求の受理	審査請求の受理に関する文書	裁決又は決定その他の処分 がされる 日に係る 特定日以 後30年	廃棄	
		要件審査 審査	要件審査			要件審査に関する文書
			答弁に関する文書			
			反論に関する文書			
			準備手続に関する文書			
			証拠調べに関する文書			
		口頭審理に関する文書	審理機関の審理等に関する文書			
要件審査	人事委員会議案に関する文書					
裁決等、取下げ	裁決等、取下げに関する文書					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第24号

熊本県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年熊本県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式から別記第13号の2様式中「（日本工業規格A4）」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第25号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表天草市の部市長部局の款本庁（会計課を含む。）の項中「部長」を「政策審議監 部長」に改め、同表宇城市の部市長部局の款を次のように改める。

市長部局	本庁（会計課を含む。）	部長 総合政策監 会計管理者 総括審議員 部次長 課長 センター長 所長 政策審議員 秘書係長 人事係長 文書法規係長 行政経営係長
	支所	支所長 課長 政策審議員

同表和水町の部町長部局の款中「総合支所」を「支所」に改め、同表和水町の部町長部局の款本庁（会計課を含む。）の項中「支所長 課長 審議員」を「課長 審議員」に改め、同表南関町の部町長部局の款本庁（会計課を含む。）の項中「会計管理者 審議員」を「会計管理者」に改め、同表南関町の部町長部局の款南町民センターの項中「所長 審議員」を「所長」に改め、同表南関町の部教育委員会の款事務局の項中「課長 審議員」を「課長」に改め、同表産山村の部村長部局の款を次のように改める。

村長部局	本庁（会計室を含む。）	会計管理者 政策統括審議監 課長 審議員 所長
	診療所	

同表産山村の部教育委員会の款事務局の項中「局長 次長」を「局長」に改め、同表湯前町の部町長部局（会計室を含む。）の項中「室長」を「室長 審議員」に改め、同表水上村の部議会事務局の項中「局長」を「局長（課長）」に改め、同表水上村の部村長部局の款保育所の項中「所長」を「所長（課長）」に改め、同表水上村の部教育委員会の款を次のように改める。

教育委員会	事務局 義務教育学校	課長 校長 副校長 教頭
-------	------------	--------------

同表水上村の部農業委員会事務局の項中「局長」を「局長（課長）」に改め、同表球磨村の部村長部局（会計課を含む。）の項中「課長」を「政策審議監 課長」に改め、別表一部事務組合の表中「菊池環境保全組合」を削除し、同表小国郷公立病院組合の部病院の項中「総務係長」を「総務係長 医事係長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第26号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1行政職給料表3級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中「技術短期大学校課長、准教授及び主任講師」を「技術短期大学校課長、科長、准教授及び主任講師」に、教育委員会事務局の款教育機関の項中「事務主任」を「事務主査」改め、同表4級の部知事の事務部局の款本庁の項中「室付」を「室付 専門員」に、同表地方出先機関の項中「港管理事務所長 天草空港管理事務所課長」を「港管理事務所長」に改め、同表6級

の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中「福祉総合相談所次長」を「福祉総合相談所次長 保健環境科学研究所長」に改め、同表備考第4項中「産業技術センター室長」の次に「、技術短期大学学校科長」を加え、「、家畜保健衛生所課長及び天草空港管理事務所課長」を「及び家畜保健衛生所課長」に改める。

別表第1の4医療職給料表(1)4級の部知事の事務部局の款本庁の項中「部付」を「部付 首席医療審議員」に改める。

別表第2中

歯科衛生士	短大卒	1級15号給	を
	高校専攻科卒	1級11号給	

歯科衛生士	短大3卒	1級21号給	を
	短大2卒	1級15号給	
	高校専攻科卒	1級11号給	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第27号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県へき地手当等に関する規則(平成6年熊本県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3小学校の部水上村の項を削る。

別表第4中学校の部上天草市の項及び水上村の項を削り、同部の次に次のように加える。

義務教育学校	水上村	水上学園(旧水上中学校地に所在するものに限る。)
--------	-----	--------------------------

別表第5中学校の部の次に次のように加える。

義務教育学校	水上村	水上学園(旧岩野小学校地に所在するものに限る。)
--------	-----	--------------------------

共同調理場	水上村	水上村学校給食センター
-------	-----	-------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第28号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附則第1項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則に次の1項を加える。

4 (一般職員給与条例附則第12項等の適用を受ける職員の支給額) 一般職員給与条例附則第12項又は県立学校給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第1知事の事務部局の部共通の款本庁の項中「首席審議員(区分3種のものを除く。)」を「首席審議員(区分3種のものを除く。) 首席医療審議員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の熊本県職員の管理職手当に関する規則第3条に規定する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規

定により採用された職員とみなして同条の規定を適用する。

熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第29号

熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（平成3年熊本県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 (一般職員給与条例附則第12項等の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額) 一般職員給与条例附則第12項又は県立学校給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第30号

熊本県再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算に関する規則の一部を改正する規則

熊本県再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算に関する規則（平成13年熊本県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
本則第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「一般職員給与条例第5条の2」を「一般職員給与条例第5条第10項」に、「県立学校職員給与条例第6条の2」を「県立学校職員給与条例第6条第10項」に、「市町村立学校職員給与条例第6条の2」を「市町村立学校職員給与条例第6条第10項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 (暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算) 次各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の上端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
 - (1) 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第12条第4項、第14条第4項又は第15条第4項
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第12条第3項の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第12条第2項、令和4年改正条例附則第14条第3項の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第14条第2項又は令和4年改正条例附則第15条第3項の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第15条第2項

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第31号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則（昭和63年熊本県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(派遣期間中に一般職員給与条例附則第12項等の規定の適用を受ける職員となった場合における一般の派遣職員の給与)

- 3 一般の派遣職員が一般職員給与条例附則第12項、県立学校給与条例附則第14項又は市町村立学校給与条例附則9項の規定の適用を受ける職員となった場合における当該一般の派遣職員の当該適用を受けることとなった日以後の給与は、当分の間、第3条第6項の規定にかかわらず、当該職員となった日を派遣の日の前日とみなして同条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。
- 4 前項の規定による給与の額に対する第3条第7項及び第8項の規定の適用については、同条第7項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第3項」と、同条8項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第3項」とする。
- 5 熊本県職員の分限に関する規則(令和5年人事委員会規則第20号)附則第2項の規定は、前2項の規定により給与の額が異動することとなった場合について準用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第32号

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の地域手当に関する規則(平成18年熊本県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条 別表中

大阪府	大阪市	2級地	を
-----	-----	-----	---

大阪府	大阪市	2級地	に改める。
京都府	京都市	5級地	

第2条 別表中

東京都	特別区	1級地	を
	府中市	3級地	

東京都	特別区	1級地	に改める。
	八王子市 府中市	3級地	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の地域手当に関する規則の規定は、令和5年3月27日から適用する。

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第33号

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の住居手当に関する規則(昭和49年熊本県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

第11条から第13条までを削る。

附 則

この規則は、令和5年4月2日から施行する。

令和元年改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第34号

令和元年改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則
令和元年改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当に関する規則（令和2年熊本県人事委員会規則第11号）は、廃止する。
附 則
この規則は、令和5年4月2日から施行する。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会訓令第2号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第1条 別表の1一般事務の項課長の専決事項の欄第10号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同欄第11号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同欄第12号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。
第2条 別表の5職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項事務局長の専決事項の欄第15号を削る。
附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月2日から施行する。